

厚木市浸水防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で河川の氾濫等による水害のおそれがある地域において、対象建物等の浸水被害を防止し、又は軽減するため、浸水防止対策工事等を実施する者に対し、予算の範囲内において厚木市浸水防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水被害 市内の対象建物等が河川の氾濫等による屋内浸水の被害を受けることをいう。
- (2) 対象建物等 市と災害時における避難施設としての施設使用に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、若しくは次条に規定する補助対象事業完了後1年以内に締結する予定があり、又は厚木市地域防災計画において災害時の役割を定めている住宅、マンション、店舗、事務所等（これらに附属する駐車場を含む。）をいう。ただし、国、公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人（以下これらを「公共団体等」という。）の所有に属する建築物を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれか又は全てを行うものとする。

- (1) 止水板等（防水壁、防水扉、防水パネル、防水ゲート、防水ブロック又は防水ウォール）の購入
- (2) 土のう又は水のうの購入
- (3) 逆流防止弁の購入
- (4) 止水板等、土のう、水のう又は逆流防止弁の設置に必要な工事
- (5) 電気設備を浸水想定階以上に再設置するために必要な工事
- (6) その他浸水防止対策として市長が適当と認めたもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に所在する洪水浸水想定区域内の対象建物等の所有者及び使用者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対

象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 公共団体等
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金の交付の制限）

第5条 補助金の交付は、同一の対象建物等について1回のみとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助対象事業の実施費用とする。

2 補助対象経費は、次条に規定する者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限り、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者
- (5) 消費税法別表第3に掲げる法人

3 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、5,000万円を上限とする。ただし、得られた額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱以外の要綱その他の本市が定める規程により、又は国若しくは他の地方公共団体から助成を受ける補助対象経費がある場合は、その補助対象経費のうち重複するものは対象外とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、厚木市浸水防止対策事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請地の位置図
- (3) 浸水防止対策箇所の位置図及び平面図
- (4) 止水板構造図等、仕様が分かるカタログの写し等
- (5) 補助対象事業の見積書
- (6) 対象建物の登記事項証明書、住民票等対象建物等の所有者又は使用者であることが確認できる書類

(7) 浸水防止対策箇所の写真

(8) 厚木市税の納税証明書の原本等市税について滞納がない旨が分かるもの（当該納税証明書の交付を受けることができない場合にあっては、納税証明書不添付理由書）

(9) 補助金交付申請に関する確認書

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を厚木市浸水防止対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、前条の規定により申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の際には、必要な条件を付することができる。

（交付決定前の事前着手）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定による交付決定前に、補助対象事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した厚木市浸水防止対策事業補助金事前着手届（第3号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、着手することができる。

2 前項の規定により交付決定前に着手した場合における補助対象経費は交付決定日以降に支出するものに限るものとする。

（変更の承認等）

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了するまでの間に申請の内容に著しい変更が生じた場合又は申請を取り下げの場合は、遅滞なく、厚木市浸水防止対策事業補助金変更交付（中止）申請書（第4号様式）に係る書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、自然災害その他やむを得ないと認められる事情により、補助対象事業が完了予定年度に完了せず、次条の規定による実績の報告ができないとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

（完了の報告及び交付の請求）

第11条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、その完了の日から30日を経過する日又はその完了した年度の末日から10日を経過する日のいずれか早い日までに、厚木市浸水防止対策事業補助金完了報告書兼交付請求書（第5号様式。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業完了写真

(2) 支払額を証明する書類（請求書又は領収書の写し等）（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条の規定により完了報告書の提出を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、完了した補助対象事業の内容が第 8 条において決定した補助金交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、厚木市浸水防止対策事業補助金額確定通知書（第 6 号様式）により通知し、補助金を交付するものとする。ただし、交付決定額と確定額とが同額の場合は、当該通知を省略することができる。

（補助金等の返還）

第 13 条 市長は、交付決定者が規則第 12 条各号のいずれかに該当すると認められる場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した場合は、補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、補助対象事業を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) 第 11 条に規定する日までに完了報告書の提出がないとき。
- (4) 事業完了後 1 年以内に協定を締結しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を厚木市浸水防止対策事業補助金交付決定取消通知書（第 7 号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（止水板等の管理及び保管）

第 14 条 交付決定者は、補助対象事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）について、当該補助事業の完了後においても、良好に維持管理し、及び適切に保管しなければならない。

2 交付決定者は、原則として市の承認を得ずに取得財産を処分してはならない。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。